

議案第34号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年6月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「27,100円」を「21,700円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「38,000円」を「36,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に、「52,500円」を「50,700円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウィルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第9条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支給日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウィルス感染症（次号において「新型コロナウィルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (2) 新型コロナウィルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべ

き金額があるときは、当該金額を控除した額) が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芽室町介護保険条例(以下「新条例」という。)第4条第2項から第4項までの規定は令和2年4月1日から、新条例附則第9条の規定は同年2月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以後の年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

説 明

低所得者の保険料の軽減強化に係る政令の一部が改正されたことから、低所得者に対する介護保険料率を軽減後の保険料率に改めるとともに、新型コロナウィルス感染症の影響による介護保険料の減免を実施するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(保険料率)* 第4条 一略一 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>21,700円</u> とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>36,200円</u> とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>50,700円</u> とする。	(保険料率) 第4条 一略一 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>27,100円</u> とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>38,000円</u> とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>52,500円</u> とする。
附 則 (改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置) 第8条 一略一 2～4 一略一 <u>(新型コロナウィルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</u>	附 則 (改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置) 第8条 一略一 2～4 一略一
第9条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限 (特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支給日。)	

改正案	現 行
<p>以下この項において同じ。) が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウィルス感染症(次号において「新型コロナウィルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負つたこと。</p> <p>(2) 新型コロナウィルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p>	

改正案	現 行
<p>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年 の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>2 前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</p> <p><u>附 則</u> (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芽室町介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条第2項から第4項までの規定は令和2年4月1日から、新条例附則第9条の規定は同年2月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>2 新条例第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以後の年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	

芽室町介護保険条例中一部改正の件について

I 低所得者の保険料軽減強化

1 概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を平成27年度から一部実施しており、令和元年10月の消費税率10%への引き上げとともに令和2年度までの段階的な軽減強化が図られるもので、当該軽減に係る政令の一部が改正されたことから保険料率の改正を行う。

2 軽減対象

所得区分が第1段階から第3段階が対象となる。

区分	所得状況	対象者数
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で合計所得額+課税年金収入額が80万円以下	894人
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	554人
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得額+課税年金収入額が120万円超	339人

3 軽減割合

保険料基準額に対し、公布される政令に準じて段階的な軽減化を図る。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階	0.45	0.375	0.3
第2段階	0.65	0.525	0.5
第3段階	0.75	0.725	0.7

※平成27年度から所得区分第1段階の方に対し、公費による介護保険料の軽減（0.5→0.45）を実施している。

第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	本人の属する世帯状況	本人の状況	保険料	改正前	改正後
第1段階	世帯員全員が町民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額 月額 料率	27,100円 2,265円 0.375	21,700円 1,812円 0.3
第2段階		・合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	年額 月額 料率	38,000円 3,171円 0.525	36,200円 3,020円 0.5
第3段階		・合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額 月額 料率	52,500円 4,379円 0.725	50,700円 4,228円 0.7
第4段階	世帯員が町民税を課税されている	・本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額 月額 料率	65,200円 5,436円 0.90	
第5段階 (基準)		・本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額 月額 料率	72,400円 6,040円 1.00	
第6段階		・合計所得金額が120万円未満の方	年額 月額 料率	86,900円 7,248円 1.20	
第7段階	本人が町民税課税	・合計所得金額が120万円以上200万円未満	年額 月額 料率	94,200円 7,852円 1.30	
第8段階		・合計所得金額が200万円以上300万円未満	年額 月額 料率	108,700円 9,060円 1.50	
第9段階		・合計所得金額が300万円以上500万円未満	年額 月額 料率	123,200円 10,268円 1.70	
第10段階		・合計所得金額が500万円以上700万円未満	年額 月額 料率	134,000円 11,174円 1.85	
第11段階		・合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	年額 月額 料率	141,300円 11,778円 1.95	
第12段階		・合計所得金額が1,000万円以上	年額 月額 料率	155,800円 12,986円 2.15	

※算定された当該年度保険料に100円未満の端数があるときは切り捨てる。

II 新型コロナウィルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料減免

1 概 要

新型コロナウィルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少することが見込まれる第1号被保険者に対し、国が定める基準により保険料減免を実施するもの。なお、当該減免を実施した場合には、国費による財政支援が行われる。

2 減免対象

次の①または②のいずれかに該当するに至った第1号被保険者が減免対象となる。

- ① 新型コロナウィルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者。
- ② 新型コロナウィルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入）の減少が見込まれ、次の2つの要件に該当する第1号被保険者。
 - (ア) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の3割以上であること
 - (イ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

3 減免対象の保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

4 減免額の計算

対象保険料額（表1）× 減免または免除の割合（表2）= 保険料減免額

（表1）

対象保険料額 = A × B / C
A : 当該第1号被保険者の保険料額
B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得額

（表2）

前年の合計所得額	減額または免除の割合
200万円以下であるとき	全 部
200万円を超えるとき	10分の8

※事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得額に関わらず減額または免除の割合は全部となる。